

第7回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年4月17日（水）13:07～15:13

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、
金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、林いづみ、森下竜一

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣
山際内閣府大臣政務官

（参考人）山口JPホールディングス代表取締役

（事業者）藤岡特定非営利法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長
（東京都）川澄福祉保健局長、桃原少子社会対策部長、花本保育支援課長
（厚生労働省）鈴木審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）、

橋本保育課長、堀保育課長補佐、荻原保育課長補佐

（事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、
三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

（1）東京都からのヒアリング（保育に係る規制改革について）

（2）国際先端テストについて

（3）健康・医療ワーキング・グループからの報告（再生医療・医療機器）

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 それでは、第7回規制改革会議を開会いたします。

本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席でございます。また、浦野委員、大崎委員、鶴委員、佐々木委員、長谷川委員、松村委員も御欠席でございます。安念委員は出席の予定でございますが、若干遅れて後ほど参加されると思います。

それでは、初めに稲田大臣から御挨拶をいただきます。

○稲田大臣 本日はお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

官邸に呼ばれておりまして、少し遅くなりました。申し訳ございません。今日も委員の皆様方に御出席いただき、心より感謝いたします。

本日は保育に係る規制改革について、引き続き検討が行われると聞いております。保育については非常に関心の高い分野でもありますので、積極的な御審議をお願いいたします。

と思います。

また、各ワーキング・グループ、私も時間があるときは参加をさせていただいておりますけれども、非常に積極的に、また、非常に詰めたタイトな日程で御議論をいただいていることに、本当に委員の皆様方に感謝をいたしたいと思います。

新聞報道等でも国際先端テストについて報道されておりましたけれども、いよいよ本格的に始動されると聞いております。

これから取りまとめに向けて様々な議論が行われると思いますが、非常にタイトなスケジュールでございますけれども、岡議長、大田議長代理始め、委員の皆様方の建設的かつ積極的な御意見、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡議長 どうもありがとうございました。

大臣は公務により2時40分前後に御退席の予定でございますので、あらかじめお含みおきいただきたいと思います。

報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、これから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に一言だけ私からお話させていただきます。

規制改革会議の内容が若干漏れているといいますか、我々が決める前に、話し合う前に記事になるような部分があるということでございます。なかなか難しい問題だと認識しておりますが、我々委員、事務局も含めまして、情報の管理についてはしっかりしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは議題に入ります。本日の議題1は、保育に関わる規制改革についてのヒアリングでございます。

本日は説明者の他に山口参考人、内閣府共生社会政策担当、文部科学省の方にも御同席いただいております。

それでは、最初に東京都からの御説明をお願いいたします。

○東京都（川澄福祉保健局長） 東京都の福祉保健局長の川澄でございます。

本日は保育サービスの拡充に関する都の取組を御説明する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

時間も限られておりますので、お手元の配付資料に基づきまして早速説明をさせていただきます。

2ページ、東京都の子供の状況についてでございます。3ページにグラフをつけておりますので、併せて御覧をいただきたいと思います。

3ページ、上の折れ線グラフでございますが、都内の就学前児童人口でございます。全国的には少子化が進行しておりますけれども、都におきましては他県からの人口流入によりまして、平成19年以降増加を続けており、現在約62万人となっております。

その下の折れ線グラフは、就学前人口に対する保育サービスの利用率を示しております。

女性の社会進出等により保育サービスの需要は一貫して上昇しておりまして、保育サービスの利用率はこの10年間で7.6ポイント増え34.6パーセントとなっております。

その下の棒グラフでございますが、認可保育所、認証保育所、幼稚園の利用児童数でございます。認可保育所の利用児童数は18万5,000人となっております。児童人口全体に対する割合は30.1パーセントであり、この10年間で4.1ポイント増えております。また、平成13年度に制度を創設いたしました認証保育所は、利用児童数が2万人、児童人口に対する割合は3.3パーセントとなっております。一方、幼稚園の利用児童数は17万3,000人。児童人口に対する割合は28.2パーセントとなっております、この10年間で2ポイント減少しております。

下の棒グラフでございますが、待機児童数の推移を示しております。平成14年度に待機児童の定義が変更されてから5,000人前後で推移していきましてけれども、リーマンショックによる経済情勢の悪化によりまして就労希望者が増え、平成21年度以降の待機児童数の増加につながっております。

これまでの取組の結果、この2年間は待機児童数が減少傾向にありますけれども、依然として高水準にあり、平成24年の待機児童数は7,257人となっております。

2ページに戻っていただきたいと思っております。都が実施している調査では働いている母親の割合、共働き世帯の割合が共に増え、調査対象の5割を超えております。また、待機児童の保護者の約6割がパートタイム労働者または求職中の者でありまして、認可保育所だけではなくて、多様なサービスを組み合わせるサービス量を拡充していく必要があると考えております。

4ページ、これまで東京都は待機児童対策を積極的に進めると同時に、大都市の特性を踏まえた認証保育所制度の導入によりまして、利用者のニーズに合わせた保育サービスの提供を促進してまいりました。認証保育所はゼロ歳児保育、13時間開所を義務付けるとともに、民間企業等、多様な主体の参入によりまして保育サービスの質、量の充実が図られております。これらの取組について少し詳しく説明をさせていただきます。

まず待機児童対策についてでございます。5ページを御覧ください。左側に過去3年間の就学前児童人口、待機児童数、保育サービス利用児童数、保育サービス利用率の推移を示しております。毎年待機児童数を上回る規模で保育サービスを拡充しておりまして、直近の3年間では保育サービスの利用児童数を約2万7,000人増やしてございます。それにもかかわらず、就学前児童人口の増加、女性の社会進出等により保育サービスの利用率は年々上昇し、待機児童数は依然として7,000人を超えております。7,000人の待機児童に対しまして1万人ほどのサービス量を増加しても、また7,000人の待機児童が増えているというような状況でございます。結局、保育所整備が進むことで新たなニーズが喚起される面もあるだろうと考えております。

保育サービスの将来的な見通しとしては、潜在需要を含めて約44パーセントと言われており、引き続き施設整備を強力に進める必要があると考えております。

待機児童解消に向けた都の主な取組を5ページの右下に記載しております。保育所整備につきましては、国の安心こども基金を活用して整備を進めておりますが、これに加えて都独自の待機児童解消区市町村支援事業によりまして、事業者及び区市町村の負担を軽減し、施設整備の促進を図っているところでございます。

また、今年度からは新たに小規模保育に対する施設整備運営費の支援も行ってまいります。都独自の認証保育所は、もともと待機児童解消のために創設したものではありませんけれども、現在大きな成果を上げております。そのことにつきまして少し詳しく御説明をさせていただきます。

6ページ、認証保育所制度でございますけれども、産休、育休明けの保育ニーズに対応するゼロ歳児保育、遠距離通勤の多い大都市特有のニーズである延長保育などの拡充がかねてより課題となっております。保育サービスの大宗を占める認可保育所が、これらのニーズに十分に対応できておらず、利用者が認可外保育施設を利用せざるを得ない状況も見られました。この状況を打破して認可保育所の改革を促すために、ゼロ歳児保育と13時間開所を義務付けた都独自の認証保育所制度を平成13年度に開設いたしました。

現在約700カ所の施設が設置されておりますが、設置主体別の内訳は6ページ右下にあるように、500カ所以上が民間企業、NPOによる設置となっております。その上に都市型保育ニーズへの対応状況について、認可保育所と認証保育所を比較する形で示しております。認可保育所におけるゼロ歳児保育の実施率は79.5パーセント、13時間開所率は19.0パーセントでございます。まだまだ認可保育所の積極的な取組を促していく必要があると考えております。

7ページは認可保育所と認証保育所の制度を比較したものでございます。認証保育所の設備基準は認可保育所の基準と基本的には同じでございます。面積基準はゼロ歳児、1歳児の居室を年度途中で1人当たり2.5平米まで勘案をしておりますが、これが産休、育休明けの保育ニーズの受け皿となりまして、大きな成果を上げているところでございます。

職員の資格要件は、基準職員のうち保育士有資格者を6割としてございます。制度創設後11年を経過しておりますが、これまで適切な運営が実施されていると考えております。

8ページ、認証保育所の利用者調査の結果でございます。いずれもよい評価を得ております。認可保育所の利用者調査も同じ項目で実施しておりますが、網かけ部分は認可保育所よりも認証保育所の方が評価の高かった項目でございます。この資料からも認証保育所が都民に広く支持を得ていることが分かるかと思えます。

このように、都の保育施策において大きな実績を上げている認証保育所でありまして、平成27年度から本格施行される予定の新制度では、現時点では給付の対象とはなってございません。

9ページ、繰り返しになりますが、認証保育所はゼロ歳児保育、13時間開所など大都市の保育ニーズに合わせたサービスを提供して、待機児童解消にも大きく寄与しております。是非とも国の新制度の中に位置付けていただきまして、新制度の給付対象とするよう、是

非お願いしたいと考えております。

職員配置基準につきましては、現状でも認可保育所の職員は保育士を10割とする一方で、保育ママでは研修修了者でも従事は可能であるなどこうした基準設定が多様なものとなっております。新制度における職員配置基準は地域の実情に応じたサービスが提供できるよう、柔軟かつ弾力的なものとするべきであると考えておりました、是非お願いをしたいと考えております。

なお、現在国が認可外保育施設に対して行っている支援は、認可基準を満たすことを条件としておりました、その期限や補助額の設定についても課題があるのではないかと考えております。

都におきましては、大都市の実情を踏まえて認証保育所制度を創設して、設置促進を図ってまいりました。認証保育所に認可基準への適合を求めた場合、年度途中の面積基準の弾力化ができなくなり、待機児童が増加することにもなります。また、保育士資格を持つ職員を配置しなければならず、人材不足はより一層深刻化すると考えております。

子ども・子育て関連3法成立時の参議院の附帯決議にも、大都市部の保育所等の認可に当たり、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮を求めています。新制度の施行に向けては保育のサービス量を抜本的に拡充する必要がございます。国には是非地方自治体の裁量を認め、柔軟に対応するよう改めてお願いするものでございます。

10ページ以降に関連の資料を添付しておりますので、担当の部長より説明をさせていただきます。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 東京都少子対策部長の桃原でございます。私から若干補足して説明を申し上げたいと存じます。

10ページ、左側の濃い青色の網かけの部分でございますが、こちらが従前からございませぬ、認可保育所を中心としたいわゆる施設サービスのグループでございます。現行においても、新制度導入後においても、地方裁量型の認定こども園以外は保育士配置が10割求められているところでございます。

一方、右側の薄い網かけでございますけれども、ただ今局長からも申し上げましたが、家庭的保育、いわゆる保育ママや事業所内保育施設、地方単独事業の一部などが新たに地域型給付に移行、参入する部分でございます、現状では保育士配置が不要または基準が低めに設定されているところでございます。新制度ではこれらの配置基準については国が設定することになってございませぬが、現段階では詳細は示されてございませぬ。

この間にある白抜きの部分が認証保育所でございませぬけれども、先ほど申し上げたとおり、配置基準以外は認可保育所と同等のものでございませぬが、現段階では保育サービスに対する給付を受けられる見通しが立ってございませぬ。子ども・子育て関連3法における給付の趣旨が、この部分で実現されないのではないかと私どもとしては危惧しているところでございませぬ。

11ページ、こちらにただ今申し上げます保育士など、人的配置の基準の関係を図で示してございます。こちらが横軸が定員でございますけれども、定員が20名以上の認可保育所については右上にあるとおり保育士10割。一方、左下でございますが、家庭的保育、いわゆる保育ママでございますけれども、こちらは研修の受講者で可とされてございます。また、この保育ママが複数で運営するグループ型小規模保育事業というものがございまして、こちらは保育ママ3名までがグループを組めますので、最大15名までの児童を保育する仕組みがございまして。

新たな小規模保育におきましては、この真ん中でございますが、資格要件は今のところ未定でございますけれども、これらのバランスを考慮したものでないと、特に保育士の需給状況の厳しい環境にございます大都市では、実現性に問題があるのではないかと私どもとしては考えているところでございます。

認証保育所につきましては、認可保育所の下にございますが、6割以上の保育士を基準としていることから、サービスの内容と給付のバランスの考慮が必要であろうかと私どもとしては考えてございます。特に認証保育所の中で幼児教育を実施いたします地方裁量型認定こども園が、新制度におきましては給付の対象となる予定となっておりますので、こちらとのバランスについても御考慮いただきたいと思いますと考えてございます。

12ページ、こちらは先ほど局長から申し上げました国の認可外施設に対する支援事業の詳細でございます。表の中ほどにございます認可保育所に対する補助基準と、認可外保育施設を認可に導くための補助単価の差でかなり乖離が生じてございまして、実施主体であります区市町村へのインセンティブが働きにくいのではないかと考えているところでございます。

13ページは今年度から新制度におきます小規模保育の先取りといたしまして、都が単独で実施する事業でございます。通称で東京スマート保育というふうに申しております、新聞等でも報道されているところでございます。こちらの制度につきましても、今後設置が進むかどうかについては、基準がどのような設定を行われるかということに大きく関わっているのではないかと考えてございます。

14ページ、保育サービスをこれから拡充することになりますと、保育の質の確保が不可欠と考えております。また、近年保護者の対応であるとか発達障害のお子さんが増加するなど、保育サービスの従事者の質の向上も課題となっております。人材の確保や育成はまさしく急務でございまして、特に需給状況が逼迫しております東京では、資格を有しながら保育サービスに従事していない方への就業働きかけであるとか、資格の有無にかかわらず、従事者の専門性を向上させる取組を東京都としても実施をしております。

また、都ではサービス拡充に伴いまして、質をきちんと評価するといったことから、保育所の事業者の改善努力を促して、また、利用者の選択に資するよう、10年前から第三者評価を進めてございます。資料につきましては16ページにございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

なお、平成17年度から平成23年度までに全国で評価を受けた施設の延べ件数、これは保育関係でございますが、約5,300件のうち60パーセントに当たる3,250件が東京都の実績でございます。私どもがこの取組を進めてきた成果であろうかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、次に特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長の藤岡さんから御説明をお願いいたします。

○藤岡氏 こんにちは。私は肩書きが3つございまして、特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター、そして公益社団法人日本サードセクター経営者協会、もう一つは新しく作っていますけれども、一般財団法人こども財団という3つの肩書きを持っております。今日は意見を述べさせていただく機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

では、私の資料を見ていただきたいと思います。私は実は現場でこういった保育サービスとか、子育て支援のサービスを提供されている方を支援している立場ですので、実践者からの意見ということで聞いていただけたらと思います。

少し言い訳をするわけではないですけれども、なかなか数字をお持ちすることができなくて申し訳なくて、主観的なところも入りますが、お許してください。

最初のページを見ていただきたいと思います。実は私どもの会員さんとか理事の中にも社会福祉法人の方がいらっしゃいますので、社会福祉法人という言葉をかかり資料の中に入れておりますけれども、これははっきりと申し上げた方がいいと思ひまして書かせていただいています。これはあくまでいろんな担い手の方達が競争の中で切磋琢磨して、よりよいサービスを提供できるようにという願いのもとですので、私も結構勇気をもって発言させていただいている内容です。

まず問題提起としましては、これだけ待機児童が膨らんだ。私は名古屋市にも住んでおりますので、名古屋市は全国一とも言われていまして、このことに関しましては、ここまで増やしたこれまでの行政側であるとか担い手の怠慢があるのではないかと考えています。放っておけない事態であったのに放っておいたという事実はあるのではないかと考えています。

2つ目は、そのサービスなのですけれども、あくまでも保育という視点だけで利用者さんがどういうふう困っているかというところまで、その成果と言いますが、そこまでが創出されていない。それがこの会議でも議論をされていると思ひますけれども、社会福祉法人の1法人1事業所の運営、内部留保といいますか、資金をどう生かすかというところの経営の問題ではないかと考えています。

3番目は、直近待機児童対策、解消が必要なのですけれども、その次に利用者の方がどういう保育サービスを好まれるかということで、選択できることが1つの要素ではないか

と思います。

こういう議論をするときに、どうしても低所得者の方の配慮が出てきますけれども、制度の骨格と低所得者の方の配慮は別枠で考えていただけたらと思います。

次のページを見ていただきますと、日本サードセクター経営者協会ということで、保育所のサービスを提供していらっしゃるところが社会福祉法人及び非営利組織にいらっしゃるところが多いと思いますので、そのところの実態について資料を用意いたしました。私どもの言い方なのですが、サードセクターというのは非営利というふうに区切ったらどうかと考えております。特に新しい非営利組織というのは特定非営利活動法人というものと、公益法人改革3法施行後の一般社団、財団が非常に急増しているという実態がございます。こういったところも将来は担い手になっていくのではないかと思います。

担い手としてのサードセクターの現状ということで、数値上では特定非営利活動法人が毎年大体3,000ぐらいの勢いで増えている。3,000～5,000ぐらいの勢いなのですが、一般社団、財団が9,000ぐらいの勢いで増えているということで、かなりの数ということです。

一般社団、財団の中には非営利型とそうでないものがありますけれども、公益法人協会がアンケートを取ったところでは、おおよそ8割ぐらいが非営利ではないかということを書いていらっしゃいます。ただ、これはアンケート調査ですので確実な客観指標ではございません。

このような中で、非営利型の組織の中でも担い手が増えているという実態をこのパワーポイントで見ていただけたらと思います。2ページ、3ページはそのことを説明させていただいています。特に3ページの下段のところでは□が一般社団、△がNPO法人ですので、一般社団、財団がこのぐらい急増していることを見ていただきたいと思います。

次のページを見ていただきますと、こういった待機児童問題に関しては担い手が非常に重要であるということです。そのときにどういう方たちが担い手になるかということで、私は営利、非営利を問うべきではないと思っています。両方を問わず参入は自由とすべき。サードセクター協会の私がこれを言うのは少し違和感を持たれる方もあるかもしれませんが、これは両方を考えるべきだと思っています。

問うべきものは法人形態ではないです。実態としてサービスの質であるとか経営方針を捉えるべきと思っています。特に最近は非営利型の株式会社とか、いかにも非営利ということを書いているところもありますけれども、その非営利は剰余金を分けないだけで、剰余財産は分けるということをしていますので、完全な非営利ではないです。それよりはこういった質の面とか、いかに社会課題を解決するかという経営方針を持っているかどうかということの方が重要だと私は捉えています。

こういう担い手の問題を捉えた上で、全国の自治体さんの参入状況です。これに関してはデータがなくて、それで直接お聞きをしたりとかホームページのデータですので、東京都さんのデータのようにかっちりしたものではなくて申し訳ないのですが、こうい

う状況だというふうに見ていただけたらと思います。

それぞれ認可保育所に関しては非常に全国的には株式会社の参入状況が低いということ、ここではお話をしたかったということです。全国的に株式会社の参入が可能としている自治体さんを5ページに書かせていただいております。

次のページを見ていただきますと、少し表現としては過激な表現になっていきますけれども、社会福祉法人に限る、もしくは株式会社を排除している自治体という書き方をさせていただきました。名古屋市も対象がこういった、私どもが言っているいわゆるサードセクター組織、非営利組織となっております。福岡市も同じようになっています。ですから社会福祉法人というだけではなくて、非営利まで枠を広げているところが出てきているということになります。

次に名古屋市の状況なのですけれども、これは名古屋市に直接聞いていただいた方がいいと思いますが、私もオープンデータであるとか、市の職員の方であるとか、実際に担い手となっている企業、団体の方にお聞きした中でこの文章を書かせていただきました。

全国一の待機児童と言われながらも、平成22年から計画を作られまして、非常にスピード感を持って実施をされています。このことにより、自称なのですけれども、25年度には解消できるとおっしゃっています。このスピード感は素晴らしいと思っています。これは首長さんの判断のもとに積極的に進めていらっしゃるということで、こういったように自治体において多くの方たちが参入の機会を設けてもらえるというのは、かなり首長さんの判断が大きいと思っています。

このときに、従来でしたら土地を用意するのですけれども、それでは難しいということで、賃貸方式によってハード面の問題を解消したということがあります。右側のページを見ていただきますと、これだけ急に保育園を増やすと、恐らく保育士さんをどうするかという問題があると思いますけれども、名古屋市の場合は、名古屋市は待機児童がいるのですが、近隣がそんなにないということですので、近隣の資格を持っていらっしゃる方が現在はこういったところで働き始めているということで、今のところは何とかなっている状況ですけれども、今後の課題は残っていると思っています。

現状のところは、社会福祉法人及び特定非営利活動法人が認可保育園になっていますけれども、私の目から見れば特定非営利活動法人というのは非常に財政基盤が脆弱ですので、ほとんど手を挙げるところはないです。ということは、おおよそ社会福祉法人も対象にしたこういった待機児童対策が進められたと見ています。

先ほどからお話にあります家庭的保育ですけれども、これも保育所型とグループ型ということで、こちらでも待機児童対策にはかなり貢献をしていらっしゃると思います。ここでグループ型の家庭的保育というのは、ほとんどが株式会社の方が担っていらっしゃるという現状があります。

7ページは先ほど東京都の方からも御説明があったことですので、ここは割愛をさせていただきます。認可保育所と認証保育所と比べて利用者の満足度は、こういったよう

に認証保育所の方が高いことをお示しさせていただきました。

次のページをめくっていただきまして、こういった新しい事業所さんが参入されるに当たっては、その評価が非常に重要になってくるということです。その評価といいますか、要するに新しいところが参入するに当たって何で競争するかと言ったら、質の競争と効率性の競争とあると思いますので、質の面で少し一般的な言葉ですけれども、書かせていただきました。

今、評価基準がいろいろあると思いますけれども、こういった保育サービスの評価にとどまらず、他の事業でもそうだと思いますが、少し欠けている部分があるのではないかと考えてあえて書かせていただいております。

まずは、質というのは働くスタッフの数であるとか、種類であるとか、専門家の専門性であるとか、資格であるとか、経験であるとか、設備の問題です。クラスの取り方、建物の新しさとか古さとか、こういったものが今、評価基準の中であると思います。これ以外にサービスが提供されているプロセスにおいて利用者さんにいかに丁寧に配慮されているかどうか。これは恐らく利用者さん側のアンケート、主観指標といったもので測定できるのではないかと思います。

最も重要なのが、サービスを受けた後の成果ということです。これは先ほどの東京都の方の説明にもあったと思いますけれども、保育サービス部分を提供しているだけでは成果の部分の満足度も得られないし、指標というものも出てこないのではないかと思います。保育サービス以外のところでどれだけのものが多角的に提供されているかということで、その保育サービスが生きるということもあると思います。ですから、成果という曖昧な表現をしておりますけれども、保護者の方がどういうふうになったとか、地域がどうなったとか、そういったところの指標が今、第三者評価の中でも出ていますけれども、もう少しはっきりと立てる必要があるのではないかと考えています。

特にサービスの質に関しては、今のインプットの部分とアウトプットの部分だけではなくて、プロセスのところと成果のところの評価基準というものを今も検討されていると思いますけれども、特にその部分を重視していただくと、新しい事業所さんが参入されて、その意味であるとか意義であるとか、そういったものが御理解いただけるのではないかと考えています。

これ以降は待機児童対策とは少し離れまして、次の段階になっていくと思います。ただし、その先を見据えた上でこういった待機児童対策、参入業者の選定などを考慮していただけるといいのではないかと思います。参考までに用意をさせていただきました。これは私が現場にいる中で拾ってきた事例となります。

とにかく利用者目線のサービスが今、創出されていない、提供されていないという中でのある事業をやるという経営方針では難しいと思います。こういった保育サービスの提供に先立ちまして、指定管理者制度の導入、介護保険制度の導入によりまして、新しい事業体が成長し、これまでの組織は自己改革をしているという事例が日本にはあるのではない

かと思ひまして、それをお持ちしました。

9ページを見ていただきますと、こういった制度内サービスを提供することで、同じ事業体がさらに公費外のサービスを提供することで、利用者さんの困ったが解消する。満足度が上がるということを考えています。

10ページを見ていただきますと、こういった参入規制を外すときにどうするかという問題がありますけれども、日本では介護保険制度においては既にいろんな法人形態の方がその担い手となっていちゃいます。そういったことによって非常に日本においてのサービスの質といいますか、それが担保されているのではないかという事実をまず見ていただきたいということです。

同時に、こういった新しい事業者の方たちが、この10ページの例にありますように青いところ、制度内サービスとピンクのところ、制度外サービスと、これだけのものを同時に提供することで利用者さんの困ったを解決している。満足度を上げているということがあります。特に介護保険サービスだけしていますと、ある程度の剰余金はございますので、それを制度外のところにも活用しながら、全体的な効果を上げているという事例をここに示させていただきました。

これ以降は、子供系は非常に少ないのですが、新しい、特に特定非営利活動法人の方たちは、こういった工夫をしているということの事例を幾つか挙げさせていただいています。

例えば11ページの上の名古屋市にあります特定非営利活動法人こどもNPOというところですが、これは保育サービスではないのですが、児童館の運営をこれまでは社会福祉協議会が16館全部行っていた。その参入規制を外しまして、どの事業者でもいいですよという中で、8年かかりましてやっと他の事業者でこどもNPOが担い手になっています。このNPOが担い手になったときに、これまでどおりの児童館のサービスだけではなく、指定管理者とするながらも移動児童館であるとか、小学生だけではなく青少年の居場所づくり事業をやってみた。非常にこれが効果があってよかったということで、名古屋市はその効果を認めて、他の指定管理者にもこういったことをやったらどうかということを示しています。これは今まで大過なく同じことをやっていたら、新しいことをやるのは怖いから、そのままで終わるところを、新しい業者が入ったことで、その専門性とか経験の中でやれたということなのです。それによって標準化しようということになったということで、新しい業者が入ってくるということは、こういうことも生み出す効果があるのではないかと思います。

次の例は、それぞれ公的資金の制度を活用しながら横出しとか上乘せとかよく言われますけれども、そういったサービスを今の割と新しい担い手の方たちは工夫をしながら実施をしているということです。細かなことは時間がないですので割愛させていただきたいと思います。

特定非営利活動法人とか恐らく一般社団、財団というのは、こういうところが非常に得

意だということも見据えていただきながら、制度設計をしていただけたらと思います。

14ページは、株式会社というのはどちらかと言いましたら多角的に経営をされるということで、そこでスケールメリットの中でいろんな効果を出されるのではないかと思います。これはそういった事例ということですよ。

今回、私がここで説明させていただくのに、割と都市型に関していろいろ議論をされていると思いますけれども、実は都会では待機児童がいるのですが、そうでない地域というのは子供の数が減ってきていますので、廃園とか統園という統廃合が進んでいるという実態があります。そういった中で利用者さんにしてみれば、近いところで利用ができないということが起きてきています。ここにある例というのは愛知県の常滑市というところですけども、廃園が決まった園で5人になってしまったのですが、民間が担って、特徴的なところで英語教育を保育の中に入れるということで利用者さんが増えて、そこでスタートしている例もあるということを少し報告させていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今後女性が働くという中でやっと待機児童対策が真剣に取り組まれることになったと思いますが、それだけでは保育を希望する保護者のニーズに合ったものは非常に難しいと思います。全てが公費の中でというのは非常に難しいと思いますので、そういった保護者の方のニーズに応えるようなトータル的なサービスが提供できる担い手が日本の中が増えてこないことには、問題解決にならないのではないかと思います。ですから先ほどの評価のところでは成果を問うということは、そういう経営方針を持った方たちが担い手になっていくということではないかと思っています。ここ非常に抽象的な部分で恐縮なのですが、今後制度設計をしていくときに積極的な待機児童対策と同時に、それだけでは必ず今の問題は解決できないと思いますので、先を見据えた、特に評価基準にさせていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、東京都の説明、藤岡さんの説明をベースに、委員の皆さんから御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

○佐久間委員 御説明ありがとうございました。

1つ、今のお話を聞いていて、藤岡さんの資料の5ページにある全国各自治体の参入状況。東京のある区において社会福祉法人または社会福祉法人に転換できる事業者ということで、社会福祉法人に限っている。こういう実態というのは当然東京都としては把握をしていて、ただ、これは世田谷区が最終的な権限を持っているのではないということなのか、それに対して何か知っているのか、こういうことをやっているということなのか、その辺を教えていただければと思います。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 今、藤岡さんの資料の中で、私ども東京都の例だけだったのでございまして、御説明させていただきます。

この中に記載してございます区や市については、東京都に対して認可保育所の認可をす

べき法人であるとか施設を推薦、内申というふうに役所的には申し上げますが、そうしたことをするというのが区市の立場ということでございます。

ただし、どのようなエリアにどれぐらいに保育のニーズがあって、幾つ保育所を建てればよいかということについては、区市が全部情報を持っており、区市が判断すべきということから、都といたしましては区市から内申があったものについて、認可をするという仕組みとしてございます。

その中で株式会社の参入を規制するかどうか、社会福祉法人に限るかどうかにつきましては、明確な法的な根拠があるわけではございませんが、保育サービスを安定的に提供するという観点で、区市が現場を預かる立場で自らの責任で行っていると私どもとしては承知をしているところでございます。

東京都といたしましては、株式会社と社会福祉法人の間にサービス内容であるとか経営の安定性に差があるとは全く考えてございませんで、区市に対してもそのような趣旨はお伝えをさせていただいてございます。

○岡議長 納得したようなしていないような顔ですけれども、いかがですか。

○佐久間委員 今のお話だと、ある区が限定して推薦してきているのは当然承知をしていて、それについてはそのままにしているということではございましょうか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、私どもといたしましては区や市でこういった法人で私どもとしては責任を持って、こうでないとできないというお話がまいましたところだと、都の方で、そうでなくてこちらにしないよというようなことは、現場の方を私どもはつぶさに見ているわけではございませんので、区や市の判断が優先されるというのが実態でございませんで。

○安念委員 法律上、保育所の設置の申請に対する認可権者はどなたですか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 東京都でございませんで。

○安念委員 厳密には東京都知事ですね。

○東京都（桃原少子社会対策部長） さようでございませんで。

○安念委員 そうすると、なぜ区の言ったことを丸飲みしてよろしいのですか。そのように自分が行使すべき権限を第三者の判断で完全に聞かれるというのは、そういうやり方が許されるというお考えなわけですか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 丸飲みをしているというのは、私の説明が言葉足らずだったかもしれませんが、あるエリアの中で大体これぐらいの保育ニーズがあるということになりますと、区や市で例えば公募という形で事業者呼びかけをして、その中で選定をするという手続が行われておりまして、どのような基準で選んでいるかということは、私どもも聞いておりまして、その中で最も点数が高かったもの、法に定められた基準をきちんとクリアしているものを、私どももチェックをいたしまして、その中で判断をしているところでございませんで。

○安念委員 私が聞いたことはそういうことではありませんで。それは設置基準に合ってい

るかどうかを都道府県知事として判断しなければならない。これは法律上、当然の話である。つまり区が内申しなければ認可の対象としないという権限の行使の仕方がなぜ法律上許されるのかという、その論理を聞いているのです。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 基本的に保育の場合は、公的な資金がかなり投入されていることでもありますので、別に過当競争を規制するという意味ではございませんけれども、区や市の中で待機児童の対策で必要なところで整備を行うために、区や市で誘導することになっている。その中でどのような法人が適切かというのは、区や市の方が地域の実態をよく知っていることから、区や市がそうした判断をしております。

○安念委員 全然説明になっていない。区や市が情報として知っているから、それを参考にするのはあなた方の御自由です。しかし、最終的な責任は東京都知事にあるのです。当たり前ですね。法律が東京都知事の権限だと決めていて、市区町村についての権限は何も決めていないはずですよ。だとすると、なぜ区市町村が内申してきたもの以外は認めないという権限の行使の仕方がなぜ法律上許されるのかと聞いているのです。つまり、そのような裁量権があるのかどうかです。そもそも児童福祉法35条の権限の行使について、裁量権があるのだという判例があるのでしょうか。教えてください。

○厚生労働省（鈴木審議官） 制度の問題でございますので、厚生労働省から。

基本的な法律構成は安念先生おっしゃるとおりだと思います。判例については昔、学生時代に習った覚えがあるのですが、申し訳ございません、今、手元ございませんので、摂津市の事例のようなものがあつたやに記憶をいたしておりますけれども、それはそれといたしまして、法律構成は繰り返しになりますが、安念先生の御指摘のとおりであると思います。

○安念委員 それはずるい。私が聞いているのは裁量権があるのかどうかを聞いている。つまり市区町村から内申してこなかったものについては、およそ認めないという方向での裁量権、つまりある種の効果裁量だけれども、それがあつたということをどうして児童福祉法のあの条文から読めるのかという、文字通りの行政法上の問題です。

○厚生労働省（鈴木審議官） 先生御専門なので太刀打ちできるか分かりませんが、私どもの児童福祉法の理解としましては、裁量権があると理解しております。

今、東京都から御説明がありましたのは、当然その一定の手続があるわけでございます、それは市区町村が保育の実施主体でありますので、そこを経由して認可権者に上がってくるというルートがあるのは事実でございます。その御説明を都からされたのかなと思います。

裁量権でございますけれども、それは当然市区町村が上げたものしかできないとか、そういうことで裁量権はその部分はないということになりますので、法律上はそんな構成にはなっていないと承知をいたしております。

○安念委員 また議論しましょうね。

○岡議長 今の専門的なやりとりを素人の私が理解したらこういうことでよろしいですか。

藤岡さんの資料の4ページ、5ページのところで、都知事が認可権を持っているわけですが、実施は区にお任せしています。その区でそれぞれ特徴があります。株式会社がオミットされているような区が幾つかあります。ただ、都の立場から見ると、やりたいことを認める権限は都知事がもっているけれども、やらないのにやれという権限は都知事にはないという素人的解釈ですが、よろしいでしょうか。東京都さん、お願いします。

○東京都（桃原少子社会対策部長） やるという方がいるのに、やれないという権限があるということではございませんけれども、ただ、繰り返しになって大変恐縮でございますが、保育の実施主体というのは区市になっておりますので、どのような保育サービスをどのような形で認可や認証も含めて資源配分をするのも、区市が責任を持ってやることになっております。この部分については区市の判断を現状としては東京都として尊重しているところでございます。

○岡議長 そこは分かりましたけれども、今日こういうデータを見てしまいますと、どういう形がいいのかの判断は最終的に現場だというのは分かりませんが、株式会社をオミットしているという状態を認識したら、東京都は教育的指導を多少しないとまずいのではないかと私自身感じました。権限がどこだとか、現場がよく分かっているということはよく分かりました。しかし、初めから株式会社をオミットしているという藤岡さんの御説明が正しいという前提で私はしゃべっているのですけれども、その点いかがでしょうか。

○東京都（川澄福祉保健局長） 今回の課題につきましては、少し私どもも現場の実施主体である区市町村を尊重することから上がってきたものを判断するという形にしておりましてけれども、実際に株式会社を排除しているという状況につきましては、どういう指導といたしますか、お話ができるのか検討してみたいと思います。

○岡議長 是非お願いしたいと思います。この後、厚生労働省から御説明をいただくことになっているのですが、前回の会議で、国が全体の現状を把握しているかどうかということで、今日御説明いただくのですけれども、東京都のもとでの区、市ベースの実態がどうなっているかということについて十分把握していただいた上で望ましい方向にリードしていただきたいと思います。

このテーマについてはこの辺でよろしいですか。他の方いかがでしょうか。

○林委員 限定的に東京都にお伺いしたいと思うのですけれども、区における社福に限るという今の裁量を東京都は是としているのですか。それとも改めるべきと思っていられるのですか。

○岡議長 また同じテーマですが、もう一度お願いします。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 冒頭申し上げたとおり、東京都といたしましては株式会社に関しましても社会福祉法人に関しましても、全くサービス内容、安定性において差はないと考えているところでございますので、差別的な取扱いをするということについて、私どもの立場としては是としているものではないということでございます。

○岡議長 他いかがでしょうか。

○藤岡氏 このデータなのですけれども、御検討いただいて非常にありがたいのですが、調査したのが昨年で、今、お隣の山口さんから教えていただいた最新情報がありまして、これは昨年のデータですので自治体さんがこれを見てびっくりされるといけませんので、町田市さんは今年から社会福祉法人の方でないところでも参入ができるようになっていて、港区もそうです。それを訂正させていただきたいと思います。ここから取ってあげてください。お願いします。失礼しました。

○岡議長 ありがとうございます。

他いかがですか。

○金丸委員 厚生労働省と東京都共通の質問が1点と、2問目は東京都の方々に御質問をしたいのですけれども、まず1点目は藤岡さんのペーパーを拝借して恐縮ですが、15ページの最後に「女性が子育てをしながら働くことができる社会へ」これが多分大きなテーマだと思うのですけれども、厚生労働省としてこの目標設定に対してというか、こういう社会の到来については総理も多分おっしゃっていると思いますが、何か数値目標はあるのですか。子供の数が出ていて、先ほどの東京都の資料だと今30数パーセント、3年ぐらいで40パーセントぐらいに持っていこうという話なのですけれども、その40パーセントという目標についてこれは正しいのですか。

2点目の東京都の方に対しては、今まで数年間で2万数千人の保育の要員を増やしてこられて、これから3年間で2万4,000人を増やすとおっしゃっていて、今まで増やしても駄目だったというのが先ほどの御説明だったのですけれども、今度3年間で2万4,000人増やされた後のイメージ、展望というのはどうなのですか。これで十分だとお考えなのか、その両方をお答えいただきたいと思います。

○岡議長 厚生労働省さんからお願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 金丸委員おっしゃるように、女性が子育てしながら働くことができる社会を目指さなければいけないということで、現在、政府として持っておりまして、これは実は今回の社会保障・税の一体改革の議論の前に策定したものでございますけれども、平成26年度時点での目標数値を例えば保育サービスがどのぐらいとかということで持ったものはございます。

ただ、今、申し上げましたように、これから新制度が始まります。それから、その一番大きな安定財源というものの裏打ちがございまして、そのニーズ調査をして、新しい目標を、恐らく非常に高い目標になると思いますけれども、これを今、打ち立てていかなければならない。正に現在進行形というところでございます。

○岡議長 東京都さん、お願いします。

○東京都（川澄福祉保健局長） 平成24度から26年度までのとこの3年間で2万4,000人の整備をなるべく前倒ししてやりたいと考えているわけなのですが、先ほどの数字で就学前児童人口に対する利用率が44パーセントということ想定すると、今34パーセントでちょうど10パーセント乖離がございまして、62万人の10パーセントとなりますと6万人。6万人

の整備が全体として必要かというふうな想定ができるわけですが、いずれにしても2万4,000人の後、強力に保育サービスの拡充をしていかなければならないのですが、やはり保育士の確保を考えると、どこまで数字を上げていけるのかという危惧は持っております。ただ、数字的な想定では、6万という数字が出ております。

○翁委員 東京都にまずお伺いしたいのは、横浜市では認可と認証の価格差を大分同じ水準にしていくという取組を行っているのですが、東京都としての取組は今どういうふうになっていて、現状をどういうふうに評価されているかということをお伺いしたいのが1つです。

もう一つは第三者評価について認証保育所が高いということでお示しいただいたのですが、先ほどの御説明の中では、例えばそういった認可外保育施設に対して行っている国の支援も、もう少し基準などを見直してはどうかということをお示しいただいたのですが、例えば具体的にどういう総合的な評価というか、そういうことが考えられると現在御認識がとおりかということをお伺いしたい。

厚生労働省に関しまして、1つこの点に関してお伺いしたいのは、こういったいろいろな多角的な質の評価ということが、質の評価を充実させていくことによって、それが広がっていけば、そういった評価も認可の基準に反映させていくことができる環境になっていくのではないかと思います。そういうようなことについての姿勢というか見解を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○岡議長 それでは、最初に東京都さんからお願いできますか。

○東京都（川澄福祉保健局長） 認証保育所の保育料でございますけれども、国の基準より1段階低く設定しております。3歳児以上ですと7万7,000円、3歳未満ですと8万円という上限を決めて保育料を設定しておりますが、区市町村で認可保育所に対してはかなり補助を入れております。ですから国の基準の半分ぐらいの設定になっているところが大半になっておまして、それから考えますと認証保育所が若干高い金額になっている。収入の低い方ではかなり差が出てきているという状況でございます。

それをどういうふうにしていくかということにつきましては、横浜市さんの民間保育所の保育料を上げたというお話も出ておりましたけれども、この辺は区市町村でどうお考えになるかということもございしますが、今後の課題かなと考えております。

○岡議長 2点目の質問に対するお答えもお願いします。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 認証保育所は先ほど申し上げたとおり、認可と遜色ないものとしてクオリティをきちんと私どもとしては第三者評価の中で示していると思っておりますので、今後新しい制度に向けて給付の対象としていただきたいのですが、先ほど申し上げたバランスの中で給付の形態であるとか、6割の保育士の基準をどういう形で引き上げ、もしくは人材の質を改善するというようなものをお示しいただいて、それに向けて現在の認証保育所が新制度に乗っていただけるかどうかということについては、私どもと

しては方向性を示していただければ、その中で考えていきたいと思っているところがございます。

基本的には現在も遜色ないものを提供しているので、基本的にはそれに準じた御支援をいただきたいというのが基本姿勢でございます。

○岡議長 厚生労働省さん、お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） サービスの質の話でございますけれども、これは重要な視点だと思っております、私どもも質の確保のためにいろいろな手当を講じていく。基本的に質の確保の点につきまして客観的な基準ができ、かつ、公平に行われるような体制整備ができました暁には、これが例えば設備運営基準といったものに当然反映されていくという動きは方向としてはあるだろうと思っております。

ただ、現時点では評価機関自体が育っていないという非常に基礎的な部分での問題がございますので、まずはそういった条件整備をきちんと国としてもやっていきたいと思っております。

今、東京都さんからもお話がありましたけれども、いわゆる認可外の認証保育所は非常にいろいろ頑張っていたと思います。これが新制度でどうなるかということでございますが、横浜市さんの場合は横浜保育室という認可外の保育所をなるべく認可に持っていく、あるいは小規模保育ということで地域型給付に持っていくということで、かなり方向性を持った御努力をいただいておりますので、今の東京都さんのお話もそういった方向性を持った努力をしていきたいというお話かと承りましたので、そこら辺は国と方向感を合せてやっていきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

滝委員、お願いします。

○滝委員 評価の御意見を聞きたいのですが、横浜市が林市長の下で待機児童ゼロを一度実現しています。横浜市全体でNPO法人も含むあらゆる人が横浜市に住む人の魅力づくりというようなコンセンサスをとって、待機児童ゼロを目指して数年でそこに至っているという素晴らしい事例だと私は思っています。これに対し、厚生省あるいは東京都は、よくやっているが予算的にはそこに重点的にお金を使い過ぎているという評価なのか、あるいはよくやったということで見習うべきだと評価しているのか。

私たち事業をしている者からすると、目標を立てて成し遂げるというのはすごいと思うわけですが、これをもっと詳細に分析して参考にできる要素があるのではないのでしょうか。横浜の事例は世田谷区とは正反対な話でありまして、世田谷区から引っ越して横浜に行こうかなという女性たちの声を聞くこともあるのですけれども、その辺りについての見解とございますか、考えをお聞かせいただきたい。

○岡議長 まず厚生労働省さんからお願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 当会議でも横浜市さんはプレゼンをされまして、私ども非常に横浜市さんの取組は高く評価いたしております。国としては評価しているだけでは駄

目なので、これを分析して、全国の自治体の皆さんにもこういう点で活用していただけるというような横展開を図りたいということで、今その活動を始めているところでございます。

お金を使い過ぎているかどうかというのはなかなか答えにくいのですが、これは正にそれぞれの地域の行政ニーズにどういうプライオリティを持って対応するかという、正に首長さんの御判断でございますので、そこを横浜はしっかりやった。できたということだろうと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

東京都さんからコメントがあればお願いします。

○東京都（川澄福祉保健局長） なかなかコメントしづらい部分もあるのですが、やはり待機児童をゼロにしたということは非常に素晴らしいと思いますし、私どもも目指すところは同じでございますので、いろいろコンシェルジュとか新しい取組もされているとお聞きしておりますので、また参考にさせていただきながら、私どもも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

時間が押していますので、議事を進めさせていただきたいと思えます。

次に、我々保育チームから厚生労働省に前回お願いしております資料について、今日御説明いただくことになっています。よろしく願いいたします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 早速でございますが、前回調査の要請をいただきました。お手元の資料1-3というA3の資料を開いていただきますと横長の総括表と、その後ろにそれぞれ各自治体からいただきました回答そのものをつけてございます。

49の市区町村全てにつきまして、かなり限られた時間でございましたけれども、全部御回答をいただきました。この場を借りて感謝申し上げたいと思えます。

この表につきましては一番左の欄に自治体名、表頭に①～③ということで、それぞれこの会議からいただいた項目につきまして結果を並べてございます。

概括的にざっと申し上げますと、A3の裏ページを御覧いただきますと一番下の欄でございます。例えばまず上乗せ基準関係で、乳幼児の面積に上乗せ基準を設けている市区町村は49のうちの46、94パーセントの市町村であったということでございます。その内容は横の欄に書いてございます。ほふく室の面積上乗せ基準の有無は、上乗せ25市区町村。児童数、職員数の比率の上乗せ基準は、40市区町村ということで見ただければと思えます。

真ん中辺り②でございますけれども、株式会社の認可数、NPOの認可数等々につきましても御覧いただければと思えます。

先ほど来からいろいろお話が出ております認可等に当たりまして、株式会社を応募資格等で排除しているのかどうかということにつきまして、詳細に項目を御提示いただきました。詳細は省かせていただきますけれども、③（1）～（5）それぞれ該当ありということが、そういった応募資格に制限をしているということを実施している市区町村でござ

います。それぞれの市区町村で具体的にどのような制限をしているのかということになりますと、次につけております少し大部でございますけれども、A4縦の資料に書いてございまして、これはそれぞれ市区町村別に記載をさせていただいておりますので、また御覧おき賜ればと思います。

とりあえずよろしゅうございましょうか。

○岡議長 ありがとうございます。

ただ今の厚生労働省からの説明について、何か御質問ございますか。

○山口参考人 お伺いしたいのですけれども、認可保育所の整備運営を行う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例で、該当なしとしているのがそんなことをしていないということですね。相模原市さんのものは全部排除されているのですけれども、事実と違うのではないかと思います。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今、御指摘があった相模原市A3裏ページの46番でありまして、これを見ますと③（1）応募資格として排除している例は該当ありというふうに記載をさせていただいております。

○山口参考人 その右の方は。

○厚生労働省（鈴木審議官） 基本的にこれは自治体からいただきした回答をそのまま載せております。私もそのチェックもできませんので、そういう資料だということで御理解いただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

今日これをいただいて、読ませていただきますけれども、先ほども少し触れましたが、保育は大変重要なテーマでもありますので、国、すなわち厚生労働省があつて、都道府県があつて、その先の市区町村で実際にやっている。東京都で言えば、国があつて東京都があつて区がある。こういう流れで、三者がある意味では一体となって、同じ戦略のもとでやっていくのが望ましいと思うのです。そこに線を引いてしまつて、ここから上は俺の責任だけれども、ここはあなたの責任みたいな形ではなくて、私は企業経営者なので我々が普段使っている言葉を使うと連結経営なのです。厚生労働省が親会社で、東京都が子会社で、世田谷区が孫会社なのです。これら全部の連結経営でトータルの業績を見ていくわけですから、親会社は子会社の実態を全部つかんでいなければいけない。あるいは孫会社の実態もつかんでおかなければいけない。東京都は子会社である区のベースを把握していただく。是非そのような形で実態を把握していて、待機児童をなくすという大きな命題に向かって保育所の数を増やす、保育士の数を増やすという具体策について進めていただきたいという気がします。

いずれにせよ貴重な資料をありがとうございます。参考にさせていただきます。

今までの説明をベースに、規制改革会議の保育チームの論点整理に入っていただきたいと思います。大田議長代理、お願いいたします。

○大田議長代理 厚生労働省におかれましては、精力的に調査していただきまして本当に

ありがとうございます。私どもとして、また咀嚼させていただきますが、是非公開をよろしくお願いいたします。

保育チームの論点整理で資料1－4に沿ってお話いたします。

まず、前々回の本会議で具体的な検討事項として3点お出ししました。

第一は、保育環境の格差を是正するためのガイドラインの策定ということで、これについては厚生労働省でどういうものが出せるか検討してくださるということでしたので、御回答をお待ちしております。

2番目、待機児童が多い地域で特例的・時限的に規制緩和ができないかということについては、「基準を緩和すると量を確保するために質を切り下げたという指摘を免れないのではないか。保護者の安全や安心を求める声に応えられないのではないか」という御回答を前々回いただきました。

保育の質を下げているとは私どもは全く思っておりません。しかし、だからできることは何もないということになりますと、認可保育所に子供さんを預けることができない親御さんにはあまりにお気の毒です。その親御さんたちには低い質で我慢しろということはいえないと思いますので、保育チームで知恵を絞りまして、こういうことならば質の確保と量の拡大を両立できるのではないかという提案をさせていただきます。是非これから申し上げる点について御検討いただいて、御回答をお願いしたいと思います。資料に沿って申し上げます。

待機児童が50人を超える自治体においては、特例的・時限的措置として次の方策を講じてはどうか。

(1) 保育士数の制約と認可保育所整備の緊急性にかんがみ、最終的には10割を維持することとしても、当面の間、保育士数は基準の8～9割程度とし、残りの職員を保育ママや幼稚園教諭等の免許保持者を充てて、質を確保する方途を可能としてはどうか。

また、早朝・夕方の時間帯は、配置基準が通常保育の基準を満たしていない状況が各方面から指摘されている。この特別保育部分については、まず、厚生労働省が早急にその状況を実態調査を行って公表し、その上で、現実に即した配置基準を設け、質を確保すべきではないか。

(2) 「児童福祉施設最低基準」上の定数の一部にパートタイムの保育士を充てることのできる条件を柔軟化すべきではないか。例えばパートタイム保育士2名で常勤保育士1名とカウントするといった方策です。こういったことで10割を満たす。これを柔軟にできないか。

(3) 潜在保育士の活用のために、保育士の現況を自治体が確認できる仕組み（保育士リストの更新など）を導入してはどうか。

(4) パート労働者も保育所を利用しやすくするよう、一定時間や週に数日の預かりの仕組みを充実すべきではないか。先ほどの東京都のお話でも、保護者の6割はパートタイマーであるというお話がありました。

(5) 都市部の保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士資格の水準を変更することなく、認証保育所で働く保育士以外の方が働きながら保育士資格の取得が容易になるような措置を講ずるべきではないか。例えば、保育士資格の取得について次の改善策を講ずるべきではないか。

①試験回数を現行の年1回から年2回にする。

②合格した科目についての免除期間を現行の3年から5年程度に伸長する。

(6) 保育士登録の申請から保育士登録証の交付まで、現在は約2カ月を要するが、緊急性にかんがみ、大幅に短縮する方策を検討すべきではないか。

(7) 待機児童が多いにもかかわらず「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体が少なくない。保育の質を最低基準で維持しつつ、保育の量の確保に重点を置いた方向を目指すべきではないか。この旨、厚生労働省はガイドラインを示すべきではないか。

(8) 同等の安全性と合理的な代替手段を前提として、避難用外階段等の設置義務を緩和するよう、自治体に働きかけるべきではないか。

以上が私どもからの提案ですので、是非御検討いただいて、御回答をお願いしたいと思います。

3番目に提案いたしました質の評価については、厚生労働省としても御検討いただけるということですので、御回答をお待ちしております。

4番目に、前回出ました意見を踏まえて新たな論点を出しております、

保育料の適正な水準の確保です。一般に、認可外保育所の保育料は、認可保育所よりはるかに高い。認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にもより大きなダメージを受けることになる。横浜市を取組を参考に、認可保育所における所得階層ごとの保育料の見直しや、認可外保育所の保育料引き下げの工夫を検討し、保育料格差を是正するためのガイドラインを示すべきではないか。

これにつきましては前回、翁委員からの御指摘に対して、厚生労働省からも「自治体がそこら辺を埋める努力、今の認可の利用料を上げていって、認可外の利用料を下げっていくような努力は是非お願いしたいと思いますし、国がそれに対してできるような支援があればやっていきたいと思います」というふうに御回答いただいておりますので、是非お願いいたします。

1点だけ加えて、これも前々回に出た意見ですが、社会福祉法人の会計の透明性につきまして、これについても「現在の実施状況等も確認の上で、また、私どもとしてそういった公表の範囲につきまして検討させていただきます」という御回答をいただいておりますので、これについても具体的な御回答をお待ちしております。

いろいろ要望が多くて申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○岡議長 大田さん、ありがとうございました。

ただ今の論点整理について御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょう

か。

○寺田副大臣 ありがとうございます。

いろいろなことがネックになって待機児童の解消が進まない。どんどんあふれてくるということで、職員設置基準は今、大田代理も言われたとおり、これは10割、6割という有資格者割合の規制とともに、例のゼロ歳児一人につき3人、要は個別の子供に対する方の設置基準は緩めなくていいのか。ここがネックになっていないかという点と、2.5平米の面積基準です。これはもちろん3.3から緩和されているわけですが、ここがネックになっていないか。これは役所に聞くのがいいのかあれですけども、いかがでしょうか。大田議長代理からでも。

○大田議長代理 その議論は、いずれ国としても議論していただければと思います。

ただ、私どもが今回提案しましたのは、上乘せ基準をさらに上乘せているところがあるという点についてです。上乘せするのは結構なことでありますけれども、それぞれの自治体でたくさん認可保育所に入れなくて困っている親御さんがいるわけで、そうだとすればせめて最低基準、ここで質は守られているという国の判断があるわけですから、そこにどとめていただいて、量の確保にかじを切っていただけないかというお願いです。

今の副大臣の御質問に関しましても、待機児童が非常に多いところについては基準そのものを見直せというのではなくて、少し切り下げて、その部分を例えば保育ママの資格を持っている方とか、そういう方々で代替することで、あるいはパートタイマーの保育士さんをたくさん採用することで何とか補えるのではないかと。そこを御検討いただきたいというのが私どもの提案です。

○岡議長 他いかがでしょうか。

○山際大臣政務官 今の副大臣代理の話なのですけれども、先ほど東京都さんからは保育士を6割という形で十数年間続けているが、それで何か問題が起きているかと言ったら問題が起きていないという御説明だったと認識しております。とするならば、我々規制改革会議としても8～9割という数字ではなくて6割でもいいのではないかと。そこはもう少し先に進むような、いわゆる前向きなものにしてもらった方がいいのかなと、あまり口を挟むべきではないかもしれませんが。

○岡議長 ありがとうございます。そういう声を期待して待っていたのですけれども、他いかがですか。

○林委員 国と都の関係についてなのですが、猪瀬都知事が新聞記事に御意見を出されたり、東京都からの今日の資料の9ページもありますけれども、職員配置基準とか、他のものについても国の体制を是正することを望んでいらっしゃる。一方で、これまでの厚生労働省のヒアリングのときの御説明では、これは地方自治体が主体ですから、国としては「お伝えする」というスタンスでいらっしゃる。今回、我々としてはまずは政府に対して、厚生労働省に対してガイドラインなどをお願いしていくわけなのですが、いま一つすっきりしないのは、東京都から、今日の例えば9ページのような御提案とか、猪瀬都知事からの

御意見とかあって、厚生労働省としてはそれに対してどういうお答えになるのかというのを一度聞いてみたいのですが。

○岡議長 いかがでしょうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） まず直接東京都さんの資料の9ページにつきまして御説明がありました。3点ほど載せられておりますが、1点目の認証について新制度の給付対象とすべきということについて、先ほども御説明を申し上げましたけれども、今の認可外の保育所につきまして、新制度でも基本的に受け止められるような給付設計をしたつもりであります。現に横浜市さんは横浜保育室という認可外につきまして、できるだけ認可に持っていく。それから、小規模の地域型給付、地域の実情に即した給付で受け止めるということで、方向感を持って努力をしていらっしゃいます。

したがって、私どもは一概に全然対象にしないとやるつもりはありませんけれども、そういった方向感を持った取組を都の方にもしていただきたい。そうすると恐らく両者一致できる到着点というのはあるのではないかと考えております。

配置基準につきましては、最低基準は国が責任を持って国が定めます。この点は最初の第1回目でも御説明申し上げましたけれども、量の拡大は喫緊の課題であることは間違いないと思います。全力をあげてまいりたいと思います。一方で、国会審議等を通じまして質との両立というのは与野党問わず、厳しく政府に宿題としていただいております。したがって、この辺りを先ほど6割というお話もございましたけれども、国会では10割堅持という議論が相当程度与野党問わず、ございました。そういうことを踏まえてどういった両立の努力をしていくのか。こういった方向感で考えてまいりたいと考えております。

3点目は国がやっていることについても一定御評価いただいているようですので、この辺りはまた条件次第かなと思います。

これでお答えになりましたでしょうか。

○岡議長 先ほどの6割にするかどうかはもう少し議論が必要でしょうけれども、今の林委員の指摘と先ほど私が言ったことは通ずる部分がございます。これももう少し会議で議論しますが、全国ベースでやるのは大変でしょうから、一番待機児童が多いと思われる東京都を対象にして、国と東京都と代表される区でプロジェクトチームを作って、方向は決まっているわけですから、質を維持しながら量の確保をするためには、国、都、区がそれぞれ何をやるべきなのだというのをバラバラではなく、一堂に会してやらないとなかなかまとまらない。

それぞれの役割とか、立場の違いがございますから、そういうことになるのかもしれませんが。それを乗り越えて、具体的な解決策を出すためには、今産業競争力会議で流行の言葉は「横串」なのですけれども、私は「縦串」を通してやっていただいたらよろしいのかなという気もいたしますが、親会社である厚生労働省さんの見解はいかがですか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 正にこの喫緊の課題に国と市区町村が力を合せて同じ方向で、力を組み合わせてやっていくというのは御指摘のとおりです。

大変僭越ですが、1点だけ。連結決算、親会社という比喻がございましたけれども、私どもが常に悩みとして直面しておりますのは、一方で政府の大きな課題として従来から地方分権の推進というものが相当程度進められています。この中で私ども、ざっくばらんに申し上げまして反対をしたときもございましたけれども、基本的には地方分権の大きな流れの中で、国が基本的に口を出すべきではない部分というものも相当程度厳しく地方分権一括法で仕切られているという法律、ルールの問題もございます。ただ、それを口実にすることなく、実際に問題対決のためにどう努力していったらいいかということは、全力でやらせていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

私ばかりしゃべってもあれなのですけれども、おっしゃることはよく分かりますが、我々も経営の独自性を維持しながら連結経営をしなければいけないのです。国が東京都にあれやれ、これやれできないのはよく分かります。やるべきでもないと思います。ただ、いろいろなテーマで、特に保育については、正に縦串を通して一体となってやっていただく必要性の高いテーマではないかと思ひ申し上げましたので、是非よろしくお願いします。

○長谷川総理補佐官 規制緩和の会議に規制強化のことを言って申し訳ないのですが、ただし、規制強化と言っても対象は民間ではなくて、自治体の首長に対する要請となるのかもしれないけれども、この論点整理にあるように待機児童がいる自治体、とりわけ市町村については何年までにゼロにするという目標を首長は出してくれと。すなわち、委員の皆さんが規制緩和措置の具体案をまとめてくれたことはありがたいのですが、やってみても待機児童が減りませんという、事態がないとも限りません。先ほどのお話で、間違っていたら許してほしいのですけれども、認可が簡単にできないという1つの理由は財政措置みたいなものも絡んでくるような気がいたします。よって、待機児童が多いところには、首長さんに目標を決めて公示するというのを制度化してほしい。「いついつまでにやるか」という数値目標ですが、そういうものを位置付けたらいいのではないかという提案なので、委員の皆さんの判断に委ねますけれども、そう思いました次第です。

以上です。

○岡議長 大変力強い御意見ありがとうございました。

保育チームから出る論点整理の一番上に「目標」というものがあります。これは、前回は御説明したように、大変チャレンジングな目標であると我々も認識しております。今の長谷川総理補佐官の御意見も踏まえて、これを、どのように政府から地方自治体に落とし込むのかということについては厚生労働省さんに御検討いただきたい。私どもは国に対して、こういう目標を掲げてやったらいかかということですが、どのように落とし込むか御検討いただきたいと思います。

それでは、時間も大分過ぎましたが、重要なテーマでございます。引き続き会議で議論を進めていきたいと思いますが、本日出た意見を厚生労働省さん、東京都さん、是非参考にさせていただいて、目標達成のために御尽力いただきたいと思います。また必要に応じて

ここに来ていただいております。お話を伺うことがあるかもしれません。その際はまた御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 1点だけ補足的に申し上げたいと存じます。

今、厚生労働省さんからも、今後の保育士等の基準等について私どもの方向感というお話もございましたけれども、私どもでお願いをしたいのは、現下の東京都でこれだけ深刻な待機児童問題が生じている中であって、それを解決するのは東京都であり区市町村でございますので、責任を持った自治体が自らの責任で、自らの状況を踏まえて判断ができるような基準づくりをお願いしたいということでございますので、是非その点を重ねてお願いしたいと存じます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、この議題については以上で終了させていただきます。

厚生労働省さん、東京都さん、藤岡さん、どうもありがとうございました。

（ヒアリング関係者退室）

○岡議長 大分時間が押しております。これからスピードアップしたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題2の国際先端テストについて、まず前回の会議での指摘を踏まえまして、資料の修正について事務局から、その後、各ワーキング・グループで決定した項目について、各座長から御説明をお願いしたいと思います。今日は座長の代理の方がお二人いますが、翁さん、安念さん、佐久間さん、金丸さんの順でひとつよろしくお願いします。

まず、事務局から説明をお願いします。

○三浦参事官 簡潔に変更点のみ。

資料2-1を御覧ください。3点の変更点がございます。

1点は、御議論を踏まえて決定したものの語尾を「検討する」といった決定の形にしております。

2点目は、金丸委員からの御意見だったと思いますが、規制に関しては単に遅れを取り戻して追い付くというだけではなく、新しい規制のイノベーションであったりだとか、一方で不明確なルールになっていることで、実態が伴わないといったことに対応できるような検討の視点を入れてはどうかということで、2.にfを追加してございます。

3点目、これは言わずもがなのことですが、念のため誤解が生じないようにということで、3.の最後のところに国際先端テストにかけないものについても、当然のことながら必要に応じて国際比較をやっていくというのは、今もこれからも変わらないということを念押しのため記載してございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、翁さんからお願いいたします。

○翁委員 健康・医療分野の国際先端テスト対象項目ですが、お手元の資料2-2の記載

の4項目を決定しております。

まず一番初めが一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備ということで、これは4月4日に第2回ワーキング・グループがございまして、既に消費者庁、厚生労働省、事業者団体からヒアリングを行ったところでございます。現在、日本では保健機能食品、つまり栄養機能食品と特定保健用食品という機能性表示の制度がございしますが、これが十分活用されていないことが明らかになってまいりまして、その中で事業者団体などから世界とのギャップとして、アメリカや韓国との比較の例などが挙げられております。

例えば我が国では保健機能食品の保健の用途とか、許可成分が限定的であるということとか、表示内容が画一的で、国民から見るとどのような機能があるか明快な情報が伝え切れていないというような問題がございまして、そういったことからワーキング・グループといたしまして、国際先端テストの対象として選定し、既に消費者庁に対しましては機能性表示制度の比較、厚生労働省に対しましては健康食品の取扱い、つまり医薬品に当たらないことの判定をどうするかということに係る比較の観点から、それぞれ調査を依頼しております。次回のワーキング・グループが19日にありますが、ここで1回目の報告を受ける予定になっております。

2番目が医療機器の実用化期間の短縮ということでございしますが、これは第1回ワーキング・グループで3月21日に行いましたが、医療機器に係る規制改革の推進ということで厚生労働省からヒアリングを行いまして、デバイスラグについての議論がございました。厚生労働省からも現状と取組状況、とりわけ後で御説明いたしますけれども、今国会提出に向けた薬事法改正の検討内容について説明があって、努力をされているところなのですが、もちろんこれは以前よりは改善されているのですけれども、世界とのギャップが埋まるには至っておりません。

後ほどワーキング・グループとしての見解をお諮りしたいと思っておりますけれども、やはりデバイスラグにつきまして、世界とのギャップが埋まるだけでなく、日本が世界をリードしていくということを目指して、今後も引き続き問題意識を持って議論していきたいと思っております。改正後の薬事法が諸外国と比較してどうかという点も含めて、ワーキング・グループとしてしっかりチェックしていきたいということで、第2番目の項目として選定してございます。

一般用医薬品のインターネット等販売規制につきましては、御承知のとおり本会議案件ということでございまして、既にやりとりがございすけれども、これも国際先端テストの対象項目として、こちらのワーキング・グループとして掲げさせていただいております。現状、厚生労働省は今、新たなルールを検討中ということで回答を待っているということでございすけれども、御承知のとおり今月中を期限として回答を要請しているところでございます。

4点目は医療のIT化の推進でございます。これは過去から様々な機会において電子カルテの導入やレセプト情報の電子化、処方箋の電子化などについて、こちらからも要請をし

てきておりますけれども、いまだにネットワーク化が不十分で情報があまり生かされていないという認識を私どもとしては持っております、資料にも記載しておりますが、総合的に医療のIT化を進めていくことが必要だという問題意識から、ワーキング・グループとしてもしっかり腰を据えてこの問題に取り組んでいきたいと考えています。

IT化自体を目的とするのではなく、どういうふうに国民の健康長寿の願いをかなえるための医療サービスの発展や医療情報の活用をしていくか。それから、全体の医療費の効率化ということ、どういうふうにIT化を通じて実現していくかなどの視点から、まずは現状、患者が受診してからの情報フローがどうなっているかということ进行分析していくことから検討していこうと思っております。

これは次々回の健康・医療ワーキング・グループで1回目の議論を行う予定でございますけれども、しっかりここで課題を見極めた上で、世界との比較を踏まえた議論が重要と認識しております、第4番目の項目として掲げております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

安念さん、お願いします。

○安念委員 資料2-2「国際先端テストの対象項目（各WGにおける決定）」のエネルギー・環境を御覧ください。一応4項目にまとめていただいたわけですが、いずれもそれをさらにまとめると、要するに次世代型自動車、とりわけ燃料電池自動車の普及をサポートしようという考え方でございまして、そのことは当ワーキング・グループとしての重点項目の3つのうちの1つでございます。

⑤は水素自動車ではございまして、天然ガス自動車を考えているわけですが、天然ガス自動車もガソリン車に比べれば2割5分方、CO2の排出が少ないものでございます。

燃料電池自動車については、走行中は少なくともCO2はゼロというものでございます。

御案内のように、日本も5年かそこいらでものづくりとか言っていたのですけれども、だんだん外に売るのがなくなってしまって、今や希望のある分野として燃料電池自動車もぼちゃってしまったら、売り物がないなという感じになってきまして、これはとにかくやらなければいけない。自動車だけ作っても、これも御案内と思いますが、2015年には市場投入すると言っているのですから、市場投入しなければいけないのですが、自動車だけ作ってスタンドがないというのでは動くはずがありませんので、基本的にはスタンドを作れるということにしようというものでございます。

具体的にはめくっていただきまして4ページからでございます。これが⑤～⑧に対応しております。さらに⑧はどうして⑧-1、⑧-2、⑧-3と分けて書いてあるかといいますと、資料4-2を御覧いただけますでしょうか。いわゆる短冊です。各項目にばらしたものでございますが、枝番号がついているのはそれぞれ短冊では1つになっているのです。つまり5ページの⑧-1ですと短冊の36に相当しております。⑧-2は短冊の37に相当しているということでございます。それだけの話です。

我々はこれだけを国際先端テストの玉だと考えているわけでは全然ございません。他にもワーキング・グループとしての重点項目である変電所における逆潮流制限の緩和とか、プラスチック容器のリサイクルについても執念を持っているわけですが、何しろ変電所の逆潮となりますと電力系統全体の運用をどうしているのかということが国によって違っている可能性がありますので、ある一部分だけ捉えて外国と比較するというのは難しい可能性がございます。

さらにはプラスチックのリサイクルにつきましては、そもそも容り法のような法律がどうやら日本にしかないという説もございまして、比べようがないのかもしれませんが、したがって、もう少し外国と比較するについては比べやすいように区分けをしてから比べるということをしたいと思います。

今回候補といたしましたのは、例えば水素タンクの鋼材、材質が何でなければならないかという話であって、これは文化とか関係ございませんので比べやすいだろう。とりわけ比べやすいだろうというもので選んだのでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

引き続き、佐久間さんお願いします。

○佐久間委員 鶴座長の代わりとして御紹介させていただきます。雇用ワーキング・グループは2件です。

1つが有料職業紹介事業の見直しです。有料職業紹介事業というのは、求職者から手数料を徴収して職業を紹介するものです。これは日本では原則法律で禁止。ただ、例外としてこれは規則等によって芸能かモデル、年収700万円超の経営管理者、これに加えて実際にお金を払って受け付けという形で家政婦、配膳人、マネキン、調理師等も許されています。

ただ、これについてはそもそも合理性があるのか。例えば700万円超の経営管理職、これは部長ということになっていますから、部長だと700万円超はいい。ただし、1,700万円の課長は駄目だということでございます。つまり、こういう合理性がそもそもあるのかということで、ここに書いてございますように、年収要件の撤廃、職種の限定の柔軟化、許可制度そのものも含めて検討を行うというのはどうかということでございます。

ただ、この国際的な比較という点で言うと、日本のこの制度はそもそもILOの条約181号に基づいています。そもそもこの条約を先進国の米、独は批准していない。どちらかと言うと途上国が多いということで、ベースとしてそもそも違うというところがありますが、少なくとも先ほど言いましたように、合理性というのが本当にあるのかというところがスタートでございます。

2番目は労働者派遣制度の合理化です。これは労働者の派遣というのは原則自由。ただ、例外的にここに書いていますように港湾運送等は一切派遣が禁止されている。加えて専門26業務以外のいわゆる自由化業務と言われるものについて派遣はいいけれども、期間の制限があるということです。こういったものがそもそもない国も欧米等にあるということで、

こういう意味で派遣禁止業務や派遣期間の見直しをしてはどうかということで、やはり女性、高齢者等々、多様な人材に対してニーズに即した雇用機会の提供を図るべきだろう。こういうことでこの2つを対象項目に提案させていただいたということでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

金丸さん、お願いします。

○金丸委員 本日、大崎座長が御欠席のため、私から報告をさせていただきます。

創業等ワーキング・グループの国際先端テスト対象項目として挙げているのは、お手元の資料2-2、国際先端テストの対象項目に記載の4項目でございます。

創業等ワーキング・グループにおきましては事務局から御提示のあった2項目以外にも、国民に分かりやすいものを対象とすべきではないかとの視点も踏まえまして、検討を行いました。

1番目でございますが、⑪先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化。本項目は座長からの御提案だとお聞きしておりますけれども、自動車会社が自動車に関する新たな技術開発をした際の公道走行試験について、日本の場合には他の国、例えばアメリカなどに比べまして手続に時間がかかるとの御指摘がございます。日本の自動車産業が技術開発を積極的に行いやすい環境の整備をすることは重要であり、また、日本の研究開発の拠点が海外に流出してしまうことを防ぐという観点からも必要な検討であると考えて、当該項目を対象といたしました。

⑫匿名化された情報の利用制限の見直し。本件につきましては前回の創業等ワーキング・グループで消費者庁、経済産業省及び経団連からヒアリングを行い、議論をした項目でございます。議論の中におきましては、日本の個人情報保護法の運用が極めて厳格な解釈のもとに行われておりまして、本当に法律が想定している運用となっているのかという御指摘があったところでございます。

その結果として、同じ個人情報保護法の制度がある他の国で企業が普通に行っている情報の活用が日本で行えないという状況にあるのではないかという疑問も生じたために、国際先端テストの対象といたしました。

なお、この点につきましては消費者庁と経済産業省に対しまして、事務局で提示した論点について諸外国においても日本と同様な取扱いをしているのか否かを現在質問している状況でございます。

⑬輸出通関申告官署の自由化、⑭市外局番取得にかかる品質要件の見直し。これは前回のこの会議におきまして、事務局から例として挙げられていた項目でございます。いずれも諸外国と比較したときに必ずしも一般的な規制ではないのではないかと。仮にこの規制を見直したらどのような支障があるのかを諸外国と比較をしながら検討するのが適当なのではないかと思われる項目であることから、先端テストの対象といたしました。

現段階で創業等ワーキング・グループにおきまして、国際先端テストの対象とされたも

のは以上4項目でございます。また、ワーキング・グループの議論の中では長谷川委員より農業など、国民に対して日本の制度をより分かりやすく示す手段として、国際先端テストを活用すべきとの御意見もございました。長谷川委員の御提言に関しましては座長預かりとなりまして、その後、議長に報告を申し上げたところでございます。

今後のワーキング・グループにおける具体的な議論の中で、他のワーキング・グループと同様、この後も議論に資すると思われる項目ができた場合には、随時対象項目としていきたいということでございます。

以上、創業等ワーキング・グループからの報告でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

今、金丸さんからも御指摘がありました。長谷川委員から皆様のところにも配付されているペーパーが出ております。これは長谷川さんが大崎座長に出されて、それが私に報告ということで上がっております。この長谷川さんの御意見の趣旨は私も理解するところであります。ただ、前々から申し上げておりますように、農業についてはしかるべきタイミングにしっかりと対応したいという考え方で今でも変わっておりません。

先端テストについても、今日の項目だけでも実務的に相当なものがあります。したがって、私のアイデアとしましては、せっきく長谷川さんからこういう趣旨のご意見をいただきましたので、創業ワーキング・グループの中で若干先行して事実関係の調査を可能な限り、可能な限りというのは時間的に可能な限りという意味でございますけれども、事務局も相当てんてこまいしているようですので、可能な限り、前もって予習的なことをやっていただいて、しかるべき時期が来て農業を真正面から取り組むときに、もう一度議論したいと考えております。それで御了承いただきたいと思っております。

それでは、この国際先端テストについては、今の4人から御提案ありました14項目をとりあえずの対象としてやるということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、議題3に移りたいと思っております。健康・医療ワーキング・グループより、再生医療及び医療機器に係る規制改革についての検討を踏まえ、当会議としての見解を出したいという御提案がございました。これから御審議いただき、取りまとまれば当会議の見解として厚生労働省へ提言したいと思っております。

それでは、まず座長の翁さんから御説明をいただきたいと思っております。

○翁委員 資料3を御覧いただきたいと思っております。

1枚目にはこれまでの議論の経緯を記載しておりまして、3月21日にワーキング・グループで厚生労働省よりヒアリングをこの件につきまして行いまして、これを踏まえまして4月4日の第2回ワーキング・グループで提言についての審議が行われたところでございまして、今般ワーキング・グループとしての見解案がまとまりましたので、本会議に諮るものでございます。

2枚目、こちらが再生医療の推進に関する見解ということでございます。再生医療につきましては今後、画期的な治療法や再生医療製品の開発が期待されておりまして、国民の健康長寿への貢献や医療関連産業としても我が国の経済成長に資することなどが期待されておりまして、これを強力に推進することが求められていると思います。これに関しまして現在、厚生労働省において再生医療関連法案が検討されておりまして、細胞の培養、加工について外部委託を可能にすること。医薬品や医療機器から独立した再生医療等製品の取扱い、早期上市のための条件・期限付き承認の導入などを柱としているものでございます。まずこの法案の早期提出を求めるとともに、平成26年度中の施行を求めています。

この際、こうした仕組みを円滑に進めるために、第1に、外部委託の運用ルール等を早期に整えること。第2に、条件・期限付き承認を合理的で利用しやすい制度にすること。第3に、保険外併用療養費制度を積極的に活用することについて求めています。併せて遺伝子治療についても再生医療製品と同様の扱いとし、確認申請制度を廃止することの検討も求めているというものでございます。

4ページは医療機器についての見解でございます。医療機器については本来、日本のものづくり技術が最大限に発揮されてしかるべき分野であるわけですし、また、健康に長生きしたいという国民の期待に応えるため、医療機器の特性を踏まえた制度を構築して、いち早く先進的な医療機器を国民に届けることが必要となっております。

デバイスラグが大きいことがかねてから指摘されているところでございますが、これに関して現在、厚生労働省におきましては薬事法改正案が検討されておりまして、薬事法に医療機器というものを明示いたしまして、医療機器の製造業を許可制から登録制に改める。民間の登録認証機関による認証制度を高度管理医療機器にも拡大することなどを柱としております。

まず私どもとしましては、法案の早期提出を求めるとともに、平成26年度中の施行を求めています。また、革新的な医療機器開発を促進する観点から、臨床研究中核病院を指定する医療法改正法案についても、早期提出を求めているところでございます。

その上で、医療機器についてはさらに第1に、医療機器の審査は医療機器の特性を踏まえ、より必須な要件に絞った包括的な基準とすること。第2に、この認証基準を計画的に策定すること。第3に、登録認証機関の能力確保、向上のための取組をすることを求めています。

併せて医療機器の開発インセンティブを高める保険制度となるよう、機能区分の細分化も求めています。

以上のように再生医療、医療機器とも厚生労働省において今、法案提出に向けて対応をしているところでございます。見解はまず法案を早期に提出することを求めた上で、法案成立後の運用等にまで踏み込んだものでございます。法案成立後につきまして、これらの改革事項が早期に実現していくよう、引き続き厚生労働省に求めていくことを考えております。

是非御審議の上、決定をお願いできればと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の翁さんからの御説明に対して、当会議としてこれを見解として取りまとめるという前提での御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○寺田副大臣 素晴らしい取りまとめありがとうございます。

医療機器について輸出入に言及いただきありがとうございます。ただ、実際これは手続だけの問題だけではありませんで、手続に時間がかかる、あるいは過大なワークロードがかかるのは確かに事実なので、そもそも禁制品になっているもの、輸出入ができないもの、あるいはニューロスターというビームを照射する鬱病治療の医療機器です。これは医師の個人使用しか今は認めておりません。ただ、それは自ら鬱病のお医者さんが自分の鬱病を治すために使うというのは個人使用であって、当然医療機器ですから治療のために使うわけです。個人使用しか駄目なのです。

ですからこれは手続の問題というよりもっと中身の問題が当然包含されていますので、是非そういう今のそうした禁制品であるとか、極めていびつな形しか認めていないような医療機器とか、医療機器として使えないような認め方しかなっていないものとか、是非手続の簡素化等と言うと単に手続だけになってしまうもので、是非よろしくお願ひしたいと思います。もしそうした中身まで踏み込んで自由化と言っていただければよりよいのでありますけれども、文章は直す余地はないのでしょうか。ホットラインができて以降、いろんなホットラインで意見が入ってくるのです。政治家の事務所ですからいろんな人の要望、陳情、特に規制絡みのものが最近非常に増えてまいりました。それはうれしいことであって、すぐ座長にフィードバックでき、うれしく思います。

○岡議長 翁委員、どうぞ。

○翁委員 修正案としては総合的な観点からというような、具体的にはもう少し。

○寺田副大臣 そうですね。手続だけではありませんのは事実ですので、手続及び要は中身なのです。手続と言うとプロシーチャーですけれども、サブスタンスの方です。

○中原参事官 普段、副大臣に非常に的確に御指導いただいている中で大変恐縮なのでございますけれども、個人使用で医療機器を医師が使うこと自体は現在も許容されているということで、個人使用でも治療で使うことについては許容されているという事実関係。

○寺田副大臣 事実関係で言うと、それは正に本音と建前の世界で、あくまで個人使用だという仕切りなのです。もちろん個人使用の中で医師の個人が治療に使うことは事実上容認しているというだけで、大っぴらにはまだ認めていません。したがって、1人につき何台という台数制限まで現状はついています。

そこらの中身の議論は大いにしたいところですが、要は時間がない中での取りまとめですので、具体の言葉はお任せいたします。

○大田議長代理 「簡素化・迅速化」の次に、今おっしゃった輸出に関わる何とかなの見直し等でいいのではないですか。

○翁委員 輸出入に関わる規制の見直し等というふうには、迅速化の次に入れるということではよろしゅうございますか。

○岡議長 「医療機器の輸出入拡大に向けた」となるのでしょうか。

○大田議長代理 「手続の簡素化・迅速化、医療機器の輸出入に関わる見直し等」。

○寺田副大臣 なお禁制品は多々あります。医療用ゴムとか、およそできないものもあります。

○大田議長代理 「禁制品等の見直し等」ですかね。

○翁委員 少し大きなくくりにして「手続の簡素化・迅速化や輸出入に係る規制の見直しを図り、医療機器の輸出入拡大に向けた取組を行うべきである」ということでよろしいですか。少し包括的に。

○岡議長 分かりました。

他いかがですか。

○森下委員 内容自体ではないのですけれども、今、寺田副大臣が言われてこれで終わりというのではなくて、引き続き次の課題、医療機器等もやっていきたいと思っておりますので、そのことの確認だけは是非お願いしたいと思っております。とりあえず第1弾がこれという理解でよろしいですね。

○岡議長 医療機器に関してこれでおしまいだということではないですよという意味ですか。

○森下委員 薬事法もそうなのですけれども、とりあえず法案がまず出て、その中身を見て再度規制改革会議で不合理な部分があれば、是非引き続き議論をするということの確認だけはさせていただきたいと思っております。

○岡議長 それは多分、全てのテーマ共通のことだと思います。見解を出したからと言って、そのテーマについて二度とやらないということは全ての分野でないと思っております。今の森下さんからの御確認に対しては、そうですという回答で対応したいと思っております。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この2件につきまして、会議としての見解として厚生労働省に示すということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、大分押してしまいましたので、安念さんには申し訳ございませんが、この後、議題4として予定していたエネルギー・環境ワーキング・グループの中間報告は次回の会議にずらさせていただくことにしますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から説明があればお願いいたします。

○滝本室長 次の会議でございます。連休の谷間で大変申し訳ございませんが、5月2日に開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○岡議長 ありがとうございました。

金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 報告と補足があるのですけれども、報告は私IT戦略本部の委員もしております、先般の会議で山本一太大臣始め、新藤総務大臣もお出になられていたと思うのですが、そういう中で是非規制改革会議と連携をしたいという話題が出ていまして、誰か出てくれないかという話がありました。私が規制改革会議のメンバーだとは多分十分に御認識がないまま、そういう御意見がございまして、私の方からは私は一応メンバーですとお伝えしましたが、そんな話が出ておりましたという御報告が1点でございます。

2点目は、先ほど長谷川委員が今日出されておられたペーパーに対して、岡議長より、我々ワーキング・グループの方で予習的にやれる範囲でやってくださいというお話をいただきましたので、今日は座長もこのペーパーを出された長谷川さんも御欠席なので、私どものワーキング・グループで相談をさせていただきまして、できることは是非やっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございました。

1点目は、いろんなところで、この規制改革会議と連携を深めてくれという話があります。どんな戦略、政策でも規制が絡む部分は多いようでございますので、我々もしっかりと連携をしていきたいと思っております。是非、IT戦略本部とのブリッジを金丸さんをお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。